

岩手地方最低賃金審議会第2回特別小委員会議事要旨

岩手労働局

令和7年9月5日 午前10時00分~午後2時30分

主な審議事項 公開・**非公開**

- 1 第1回特別小委員会での委員からの質問について
- 2 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 3 審議計画について
- 4 参考人意見聴取について
- 5 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	3 / 3
	使側	3 / 3

審議要旨

- 1 第1回特別小委員会での委員からの質問について
事務局より、基礎調査結果及び特定最低賃金に関する質問に対し回答がなされた。
- 2 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について
労働者側から申出産業に係る改正決定の申出理由及び改正決定の基本的な考え方の説明が行われた。使用者側から、近年の大幅な最賃の引上げにより、特賃の意義は薄れているため、改正の必要はない等の主張がなされたが、公益委員からの強い要望等を踏まえ、「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「自動車小売業」の3産業については、今年度は必要性については反対しないとの意見が出された。
なお、「百貨店、総合スーパー」は、労働協約による申出で労働協約上の最賃が1,012円であるため、県最賃1,031円を下回り要件を満たしておらず、新たな労使協定が必要となるが、労働者側から新たな労働協約の締結は時間的にも困難であることが示されたことから、必要性有りとすることはできないとの意見が出された。
また、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、次回小委員会において継続審議することとなった。
- 3 審議計画について
次回小委員会において審議することとされた。
- 4 参考人意見聴取について
次回小委員会において審議することとされた。
- 5 その他
特になし。